

## 2. 災害歯科保健医療チーム養成支援事業

### ①目的

本事業は、災害発生直後から被災地の歯科保健医療提供能力が回復するまでの間に切れ目のない支援を行うため、その他の支援チーム等と連携するなどして、災害時に歯科保健医療支援を行うチームを有する団体等に対して、当該チームに所属する歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員等）の養成及び当該チームの活動に必要な研修を支援することを目的とする。

### ②事業の実施主体

この事業の実施主体は、公益社団法人日本歯科医師会とする。

### ③事業内容

災害時に歯科保健医療支援を行うチームに所属する歯科医療従事者の養成のため以下の研修を行うものとし、適宜、研修の実施に必要な標準的なテキストを見直すこととする。

- (1) 受講対象者は、災害時に、歯科医療機関及び避難所等において歯科保健医療支援に関わる次のいずれかに該当する者とする。
  - (ア) 災害歯科保健医療チームの活動の調整を行う歯科医師
  - (イ) 災害歯科保健医療チームに所属する（又は所属を予定する）歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員等）
  - (ウ) 都道府県の災害時歯科保健医療関係部局の担当者
  - (エ) その他必要に応じて、災害時の歯科保健医療に携わる歯科医療関係者（災害歯科保健医療チームと連携が想定される病院の歯科医師等）
- (2) 研修内容は、災害時に歯科保健医療支援を行う能力の向上を図るために実施する講義及び演習等とし、以下に掲げる内容を含むものとする。
  - (ア) 災害時（主に急性期以降）の歯科保健活動（避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動、要援護者に対する口腔ケアや啓発活動等）や歯科保健医療チームの役割・活動に関すること
  - (イ) 災害対策に係る歯科保健医療活動以外の保健医療活動を行うチームとの役割分担・連携等に関すること
  - (ウ) 災害時の歯科保健活動以外の歯科医療活動（応急歯科治療、遺体の身元確認等）に関すること
  - (エ) 各地域における災害歯科保健医療チームの養成に関すること

- (3) 研修への参加者数は合計で100名以上とする。また、災害歯科保健医療チームの養成に係る研修の講義及び演習等の時間数は1回当たり6時間以上を目安とするが、必要に応じて検討すること。
- (4) 災害発生時、必要な時期に速やかに歯科保健活動を開始できるよう、各地域における災害歯科保健医療チームの養成を推進するため、本研修受講者が各地域において伝達講習を実施できるように助言等の必要な支援を行うこと。
- (5) 受講者の宿泊費、食費、交通費等は受講者の負担とする。